

現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、大網白里市が発注する建設工事に係る現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の要件及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務緩和要件)

第2条 建設工事請負契約の締結後において、次の各号に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

(1) 工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。

(2) 工事の全部の施工を一時中止している期間。

(3) 工事完成通知書の提出があった日から引渡しまでの期間。

(4) 請負金額が200万円未満の工事。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

2 当該工事の現場代理人が他の大網白里市発注工事(公営企業を含む。)の現場代理人(主任技術者を兼務する場合を含む。)を兼任することについて、受注者から申し出があり、次の第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、現場代理人の常駐義務を要しないものとすることができる。

(1) 建設業法施行令第27条第2項の規定により、同一の主任技術者が2つ以上の工事を管理するものであるもの。

(2) 次のアからウの全ての条件を満たすもの。

ア 対象工事はすべて、請負金額が4,500万円未満(建築一式工事については、9,000万円未満)であること。

イ 対象工事はすべて、大網白里市発注の工事であること。

ウ 対象工事は、当該工事を含め3件までであること。ただし、前項第4号に該当するものは件数に含めないものとする。

3 当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者を兼務することについて、受注者から申し出があったときは、前項第2号に該当する場合に、現場代理人の常駐を要しないものとするすることができる。

(現場代理人兼任等の届出)

第3条 発注者は、現場代理人の常駐を要しないと認める場合で、現場代理人の兼任について申し出があったときは、現場代理人兼任届(別記第1号様式)を提出させるものとする。

2 前項の規定に基づき届出のあった現場代理人に変更があったときは、改めて、現場代理人兼任届(別記第1号様式)を提出させるものとする。

3 発注者は、現場代理人の兼任の解除について申し出があったときは、現場代理人兼任解除届(別記第2号様式)を提出させるものとする。

4 発注者は、前各項の届出を受理したときは、兼任する他の工事の工事担当課へその旨を通知するものとする。

5 現場代理人が他の工事の主任技術者を兼務するときは、第1項から第4項の規定を準用するものとする。

(現場代理人の責務)

第4条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではない。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月25日から施行する。